

北九州市議会先例新旧対照表

| 新(改正案) | 旧(現行) |
|---|---|
| <p>第1章 会議 第24節 質疑</p> <p>117 質疑(代表質疑を除く。)の発言時間は、答弁を含め1人60分以内とする。<u>ただし、所属議員2人及び3人の会派は1人30分以内、所属議員1人の会派(無所属を含む。)は1人15分以内とする。なお、所属議員1人の会派にあっては、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができる。</u></p> <p>118 質疑(代表質疑を除く。)の順序は、議会運営委員会で会派ごと1人ずつ抽せんで決めるものとし、くじを引く順序及び質疑順位決定は次の方法による。<u>ただし、所属議員4人以下の会派(無所属を含む。)の質疑者は、2回目の抽せんに加え、委員長がくじを引く。なお、所属議員4人以下の会派(無所属を含む。)の質疑は、所属議員5人以上の会派の1人目の質疑が全て終了した後の最初の午後1時の再開時(所属議員5人以上の会派の2人目の質疑者がいないときは、1人目の質疑が全て終了する時とし、2人目の質疑が当該再開時前に全て終了するときは、その時とする。)から連続して行う。</u> <u>また、順位決定後の会派間の変更は認めない。</u></p> | <p>第1章 会議 第24節 質疑</p> <p>117 質疑(代表質疑を除く。)の発言時間は、答弁を含め1人60分以内とする。<u>ただし、所属議員3人以下の会派(無所属を含む。)の質疑は、30分以内とする。</u></p> <p>118 質疑(代表質疑を除く。)の順序は、議会運営委員会で会派ごと1人ずつ抽せんで決めるものとし、くじを引く順序及び質疑順位決定は次の方法による。<u>ただし、所属議員4人以下の会派(無所属を含む。)の質疑者は、2回目の抽せんに加え、委員長がくじを引く。なお、順位決定後の会派間の変更は認めない。</u></p> |

128 賛成討論又は反対討論の通告者が2人以上あるときの討論者の発言順序は、議会運営委員会で会派ごとに抽せんで決めるものとし、くじを引く順序及び討論順位決定は次の方法による。ただし、所属議員4人以下の会派（無所属を含む。）は、所属議員5人以上の会派の抽せんの後とし、委員長がくじを引く。

| 抽せん | くじを引く順序 | 討 論 順 位 |
|-----|---------|---------------|
| 1回目 | 大会派順 | 1番から |
| 2回目 | 小会派順 | 1回目の最終順位の次番から |

207 分科会における質疑（市長質疑を除く。）は、会派（所属議員が2人以上）の持ち時間の範囲内で行うこととし、各会派の1日の発言時間は、答弁の時間を含め以下のとおりとする。

会派持ち時間＝10分＋5分×会派所属議員数

ただし、所属議員が1人の会派及び無所属議員は1人10分以内

210 予算特別委員会及び決算特別委員会における市長質疑は、各分科会ごとに、所管局の審査終了後に行う。質疑日程は、各分科会おおむね2時間、全日程1日とし、その順序は輪番制による。

各会派の持ち時間は答弁の時間を含め以下のとおりとし、1分未満の端数が生じた場合は切り上げる。

所属議員3人以下の会派の持ち時間＝360分÷議員定数

所属議員4人以上の会派の持ち時間＝（120分－所属議員3人以下の会派の持ち時間の合計）÷所属議員4人以上の会派数

128 賛成討論又は反対討論の通告者が2人以上あるときの討論者の発言順序を決める方法は、質疑（代表質疑を除く。）の例による。

207 分科会における質疑（市長質疑を除く。）は、会派（所属議員が2人以上）の持ち時間の範囲内で行うこととし、各会派の1日の発言時間は、答弁の時間を含め以下のとおりとする。

会派持ち時間＝20分＋4分×会派所属議員数

ただし、所属議員が1人の会派及び無所属議員は1人20分以内

210 予算特別委員会及び決算特別委員会における市長質疑は、各分科会ごとに、所管局の審査終了後に行う。質疑日程は、各分科会おおむね2時間、全日程1日とし、その順序は輪番制による。

なお、3人以下の会派の持ち時間は、4人以上の会派の2分の1とする。